

「電波法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」意見募集結果
提出された御意見及び総務省の考え方

○実施期間 令和6年9月28日（土）～同年10月28日（月）（31日間）

○意見提出者 合計 2者
（1） 個人： 2者

●提出された御意見及び総務省の考え方

※御意見は適宜、整理又は要約しております。

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	○今役所がこのテーマについて言い始める理由がわからない。人にものを説明する場において、だらだら文字列列挙して分からせる気がないことも腹立つ。	本件は、改正省令案の概要のとおり無線局情報提供の請求に際して提示を求める書類について規定の明確化を図るため、行政手続法第39条第1項の規定により意見募集を実施したものです。 頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。	無
2	○楽天モバイルが使用できるプラチナバンドの帯域が狭い状況が総務省により放置され、冷遇を受けているので、混信がない範囲で広げるべき。できないなら、プラチナバンドの再割り当てを行ない、公正な競争を実現するべき。	個別事業者への周波数割当てに関する御意見は、本意見募集の対象外です。	無